

# 許認可利便法

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

## ● 仏暦二五五七年 公務上の許認可審査における利便供与法令

### 前文省略

#### 第一条（名称）

本法令を「仏暦二五五七年公務上の許認可審査における利便供与法令（プララーチャバンヤット・ガーン・アヌワイ・クワームサドゥワック・ナイ・ガーン・ピチャラナー・アヌヤート・コーン・ターンラーチャカーン）」と呼ぶ。

#### 第二条（施行日）

本法令は官報公示日から180日が経過した時に施行する。ただし第一七条は官報公示日から施行する。〔官報公示日は西暦二〇一五年一月二二日〕

#### 第三条（適用対象）

本法令は、法律もしくは規則で何らかの実施前に許認可申請、登録申請しなければならない、または届け出なければならないと定められた許認可、登録、または届出に適用する。

本法令と相反、矛盾する法律または規則がある場合、本法令のほうを適用する。

#### 第四条（語句定義）

本法令において、

「職員（ヂャオナーティー）」とは、行政公務執行法に基づく職員を意味する。

「許認可（アヌヤート）」とは、法律がその行為の前に同意を得なければならないと定めた行為を、いずれかの者がなすことに職員が同意することを意味するとともに、許認可書の発行、許認可、登録、登記、届出受理、土地利用許可書交付、及び営業許可書交付も意味する。

「許認可権限者（プー・アヌヤート）」とは、法律が許認可権限を有すると定めた者を意味する。

「担当官（パナックガーン・ヂャオナーティー）」とは、許認可法に基づく担当官を意味する。

「許認可法（ゴットマーイ・ワードゥアイ・アヌヤート）」とは、何らかの実施、または何らかの営業について、実施前に許認可を得なければならないと定めた規定を有する法律を意味する。

「申請書（カム・コー）」とは、許認可申請書を意味する。

#### 第五条（適用対象外）

本法令は以下には適用しない。

- （一）国会及び内閣。
- （二）裁判所の訴訟審判、及び訴訟審査、執行、財産預託における職員の実施。

(三) 刑事上の司法手続きに基づく実施。

(四) 天然資源・環境法に基づく許認可。

(五) 戦闘または軍事における許認可、並びに兵器管理に係る法律、及び民間武器生産工場法に基づく許認可。

第一段に定めた以外の事業または機関に本法令を適用しない場合は、勅令を制定し定める。

#### 第六条（許認可見直し）

本法令の施行日から5年ごとに、許認可権限者は許認可権限を付与する法律を改定し、許認可を廃止する、または許認可に代えてその他の措置を検討する。ここに必要な場合であれば、許認可権限者は期間規定を早めるよう法律改定する、または許認可に代わるその他の措置を検討することができる。

許認可権限者は第一段に基づく検討結果を内閣に提出し、内閣は許認可の廃止、または許認可に代わるその他の措置を検討する。ここにおいて内閣は司法委員会法に基づく法律開発委員会の参考意見を聴取する。

#### 第七条（許認可手続の手引書、合同サービスセンター）

何らかの行為について法律が許認可を義務づけている場合、許認可権限者は一般向けに手引書を作成し、少なくとも申請書提出、許認可審査の手順、期間、及び許認可申請人が申請書と共に提出しなければならない書類または証拠における原則、方法、（もしあれば）要件を記載しなければならない。自己による申請書提出に代えて電子メディア〔注／インターネット〕を通じた申請書提出を定めることもできる。

第一段に基づく一般向け手引書は、申請書を提出すると定められた場所に掲示し、電子メディア上で公開する。人が当該手引書の写しの入手を望む時、担当官はケースごとに相当の費用を徴収して写しを用意することもできる。その場合、手引書の中に当該費用を示す。

第一段に基づき定めた許認可審査の手順、期間が国の事業運営の原則、方法に相応しいかどうか検査するのは、公務制度開発委員会の義務とする。当該手順及び期間が不当に遅いと判断した場合、内閣に提出し、内閣は検討の上、許認可権限者に速やかに改善を命じる。

民衆への利便性提供に資するため、官公庁は合同サービスセンターがあるようにする。合同サービスセンターでは公務制度開発委員会が定めた指針に基づき一か所で申請書を受取り、許認可法に基づく各種許認可に係る詳細を説明する。

#### 第八条（申請審査）

申請書を受取り、申請書及び申請書に添付された書類または証拠が正しく、全部揃っているか調べるのは担当官の義務とする。申請書、書類、証拠が正しくない、または全部揃っていないと判断すれば、直ちに申請人に通知する。その時点で是正または追加が可能な場合であれば、申請人に是正、または書類、証拠の追加を知らせる。すぐには是正、追加ができない場合であれば瑕疵及び

追加しなければならない書類、証拠を記録し、申請人が是正、追加しなければならない期間を当該記録に記入すると共に、担当官と申請人がその記録に署名する。

担当官は第一段に基づく記録の写しを証拠として申請人に引き渡す。

第七条に基づく手引書に示されたところに従って、申請人が申請書を正しく、かつ書類または証拠をすべて添付した場合、または担当官が助言したところに基づき、もしくは第一段の記録に示されたところに基づき是正、または書類、証拠をすべて追加した場合、担当官はそれ以上の追加書類または証拠を求めることはできず、申請書が正しくないこと、または書類、証拠の不十分さを事由にその申請の審査を拒否することはできない。ただし担当官の過失または悪意によって申請書が正しくないものになる、または書類、証拠の不十分さを生じ、結果として許可できないものとなった場合はその限りではない。この場合、許認可権限者は相当との判断に基づき命令し、遅滞なく関係担当官の規律調査または訴訟手続をとる。

#### 第九条（却下と不服申立）

担当官が通知したところに従って、または第八条第一段に基づき作成された記録で示されたところに従って、申請人が申請書を改定増補しなかった、もしくは書類、証拠を追加しなかった場合、担当官は申請書を申請人に返却する。このとき申請書返却の事由を文面で通知する。

申請人は行政公務執行法に従って、第一段に基づく申請書の返却命令に不服を申し立てる、または新たに申請書を提出することができる。ただし法律がいずれかの期間内に申請書を提出しなければならないと定めている場合、申請人は当該期間内に新たに申請書を提出しなければならない。

#### 第一〇条（審査遅延）

許認可権限者は第七条に基づく一般向け手引書に示された期間内に手続を終えなければならない、審査を終えた日から7日以内に申請人に通知しなければならない。

第七条に基づく一般向け手引書に示された期間が経過した時、許認可権限者の審査が終わっていないのであれば、審査を終えるまで7日間ごとに遅延の事由を申請人に文面で通知しなければならない。このとき毎回、公務制度開発委員会にも当該通知書の写しを送付する。

公務制度開発委員会がその遅延が事由を超えて生じている、または許認可権限者の部署の公務執行が効率性を欠いていると判断した場合、公務制度開発委員会は内閣に報告し、その部署またはその部署の公務執行制度の開発もしくは改善を提言する。

第一段または第二段に基づき通知しなかった場合、許認可権限者は他者に対し損害を及ぼすために行為した、または行為しなかったとみなす。ただし不可抗力であった場合はその限りではない。

#### 第一一条（規定変更）

第七条に基づく一般向け手引書に明らかにされた原則、方法、要件、その他の詳細の適用のために制定された、または変更をもたらす法律、規則、規約、規定がある場合、そうした変更は当該法律、規則、規約、規定が施行された日より前に合法に提出された申請書には適用しない。ただしその法律に別段の規定がある場合はその限りではないが、その法律、規則、規約、規定に別段の規定があるとしても、申請人の利益になる変更の場合のみ適用する。

## 第一二条（許可の延長）

法律が許可書の期限を定めており、その許可書を得た事業または実施が、許可書取得者がその事業または実施を継続する事業または実施である形態を有する場合、内閣は許可書の期限延長申請の代わりに、その法律で定められた許可書の期限の延長手数料を許可書取得者が支払うように定めることができ、許可書を交付する権限を有する部署が当該手数料を受け取った時、速やかに許可書取得者に許可書期限延長の証拠を交付し、許可書取得者がその法律に基づき許可書の延長を受けたものとみなす。

許可書取得者が許可書の期限延長申請の代わりに手数料を支払う規定は、勅令をもって制定する。当該勅令には法令の名称と、許可書取得者が第一段に基づき手続を取ることができる当該法令に基づく許可書の種類を示す。

第二段に基づく勅令の制定前に、内閣は当該勅令案を衆議院及び参議院に送る。30日が経過した時、衆議院または参議院が反対の決議をなしていないのであれば、当該勅令への御璽のため上奏する。

第一段及び第二段に基づく実施で内閣に提言するために、許可書交付に係る部署との協議は公務制度開発委員会事務局の任務とする。

## 第一三条（事業の検査）

許可書取得者の営業または事業実施が許可法の定めたところにしたがっているかの検査の原則及び方針を定めるのは許可権限者の任務とし、当該原則及び方針に基づき検査するのは担当官及び許認可権限者の任務とする。

許可書取得の事業の営業または実施によって困苦または損害を受けた者がいる時、それが担当官自信に明らかであるか、苦情を申し立てる者がいるかを問わず、速やかに検査し、権限義務に基づき命令するのは担当官の任務とする。

## 第一四条（許認可申請受付センター）

利便提供のため必要で相当である場合、内閣は許認可の法律に基づく申請受付センターとしての業務を果たすため、許認可申請受付センター設置を決議する。

第一段に基づく許認可申請受付センターは、仏暦二五四五年行政規則法令により改定増補された仏暦二五三四年行政規則法令の第一九条第四段に基づく総理府管轄下の官公庁としての地位を有し、省または県常設の支所を開設することができる。

第一段に基づく許認可申請受付センターの設置は、勅令制定でこれをなす。当該勅令では許認可申請受付センターの業務下にある許認可の法律のリストを定める。

申請受付に係る手続において、申請人が電子システムを通じて申請書を提出できるよう勅令で定めることもできる。

## 第一五条（手続と効力）

第一四条に基づく許認可申請受付センターが設置された時、以下のように手続をなし、効力を有する。

（一）許認可の法律または当該法律に基づき制定された規則で、申請書の提出、書類または証拠の送付、もしくは何らかの手数料を、いずれかの場所でなさなければならないと規定している場合、許認可申請受付センターにおいて申請書の提出、または書類・証拠、手数料の送付があったのであれば、その許認可の法律に基づき申請書の提出、書類・証拠、手数料の送付がなされたものとみなす。

（二）許認可申請受付センターが（一）に基づき受け取った手数料その他の金銭は、許認可権限者の機関の名において国家収入として国庫に納入するか、地方自治体に送り、許認可権限者の機関に通知する。

（三）許認可権限者の機関が国庫に納入すべき金銭から費用を差し引く権利を有する場合、許認可申請受付センターが代わりに当該費用を差し引き、その差し引いた金銭を許認可権限者の機関に引き渡す。このとき許認可申請受付センターは許認可権限者の機関との合意に従い許認可申請受付センターの費用を差し引く権利を有する。

（四）第一〇条に基づく期間は許認可申請受付センターが許認可権限者に通達した日から数える。このとき許認可申請受付センターは3業務日以内に許認可権限者に通達しなければならないが、第一〇条第四段を準用する。

（五）正しく最新の第七条に基づく一般向け手引書を必要な冊数、許認可申請受付センターに送付しなければならないが、業務遂行上の熟練性があるように許認可申請受付センターの職員に研修または説明するのは、許認可権限者の義務とする。

（六）第八条に基づく業務は許認可申請受付センターの職員の義務とし、第八条で規定したところに基づく担当官と同じ地位において責任を有する。

## 第一六条（義務）

許認可申請受付センターは以下の義務を有する。

（一）申請及び手数料を受け付けるとともに、許認可の法律に基づく不服申立を受理する。

（二）許認可の原則、方法、要件について申請人または一般向けに情報を提供、説明、助言するとともに、事業または何らかの実施において許認可の法律に従い手続をとらなければならないその他の申請の必要性を知らせる。

（三）申請人または不服申立人から受けとった申請、不服申立を、関係する書類または証拠とともに関係機関に送り、本法令、または第七条に基づく一般

向けの手引書、もしくは不服申立の権利を付与した法律に定められた期間内に正しく取り扱うために当該機関を追跡、督促する。

(四) 申請書提出における原則または方法が、必要でない書類を送付しなければならない詳細を有する、もしくは定めている、または過度の負担をもたらしていると判断した場合、関係機関に相当の是正を命じるよう内閣に提言する。

(五) 許認可申請受付センターの許認可または手続における問題、障害を公務制度開発委員会に提出し、公務制度開発委員会は内閣に報告する。内閣は相当の是正を関係機関に命じることを検討する。

(六) 利便性向上のため様々な許認可に係る手続、段階、期間の開発または変更、もしくは許認可に係る法律、規則、規約、原則の制定を提言する。

## 第一七条（手引書の作成期限）

許認可権限者は第七条に基づく一般向けの手引書を、本法令の官報公示日から180日以内に作成する。

## 第一八条（主務大臣）

内閣総理大臣を本法令の主務大臣とする。

（おわり）